

○江田国務大臣 民事等の一部を改正する法律案

○大口委員 そうすると、法制審議会でまとめたものからアウトプットしていくということですが、可視化のアウトプットはいつごろになるんですか。

○江田国務大臣 ですから、最高検で、特捜の身柄について、全過程の録音、録画を含む試行をやりなさい、その試行のアウトプットはだから一年で出してくださいと言っているわけ、録音、録画について法制化する必要があるかどうか、これも検討していかなきやありません。

録音、録画の法制化が必要であるかどうかという点について、省内の勉強会を、六月の後のなるべく早い段階について、一定の方向を出していきたいと思いますが、これも恐らく、法制審の方に検討していただいて、出てくるということになると思います。

○大口委員 時間が来ましたので、これで終わります。ありがとうございます。

○奥田委員長 以上で大口善徳君の質疑を終了します。

○奥田委員長 次に、内閣提出、民法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

民法等の一部を改正する法律案

(本号末尾に掲載)

○江田国務大臣 民法等の一部を改正する法律案

平成十九年に成立した児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律案

この法律案は、以上のような経緯等を踏まえ、児童虐待の防止等を図り、児童の権利利益を擁護する観点から親権に係る制度の見直しについて検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとしておられます。

この法律案の要点は、次のとおりであります。まず、民法につきましては、第一に、二年以内の期間に限って親権を行うことができないようにする親権の停止制度を創設するとともに、子の親族及び検察官のほか、子、未成年後見人及び未成年後見監督人も、家庭裁判所に対し、親権喪失、親権停止または管理権喪失の審判の請求をすることができるとしております。

第二に、家庭裁判所が未成年後見人に適任者を選任することができるようにするため、複数または法人の未成年後見人の選任を可能とするための所要の規定の整備を行うとともに、その選任に当たり家庭裁判所が考慮すべき事情を明記することとしておられます。

第三に、親権を行う者は、子の利益のために子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負うこととするなど、親権が子の利益のために行われるべきものであることを明確にするための所要の規定の整備を行うこととしておられます。

次に、児童福祉法につきましては、第一に、児童相談所長は、家庭裁判所に対し、親権喪失のほかに、親権停止または管理権喪失の審判の請求もすることができるとしております。

第二に、児童相談所長が、一時保護中の児童について、その監護等に関し、その児童の福祉のために必要な措置をとることができるとを明らかにするとともに、児童等の親権を行う者または児童相談所長が入所中、受託中または一時保護中の児童等についてとる措置を不当に妨げはならないこととしておられます。

第三に、児童相談所長は、一時保護中または里親等に委託中の児童等で親権を行う者または未成年後見人のないものに対し、親権を行う者または未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行うこととしておられます。

このほか、所要の規定の整備を行うこととしておられます。以上が、この法律案の趣旨でございます。何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに可決していただきますようお願いいたします。

○奥田委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○奥田委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。ただいま議題となっております本案審査のため、参考人の出席を求め、意見を聴取することとし、その日時、人選等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○奥田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

次回は、来る十五日金曜日午前八時五十分理事會、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。午後三時十一分散会

民法等の一部を改正する法律案

民法等の一部を改正する法律案 (民法の一部改正)

第一条 民法明治二十九年法律第八十九号の第一部を次のように改正する。

第七百六十六条第一項中「その他」を「父又は母と子の面会及びその他の交流、子の監護に要する費用の分担その他の子の」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合においては、子の利益を最も優先して考慮しなければならない。

第七百六十六条第三項中「前二項」を「前二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「子の利益のため必要があると認めるときは、家庭裁判所は、子の監護をすべき者を」を「家庭裁判所は、必要があると認めるときは、前二項の規定によるために改め、「その他」の下に「子の」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、家庭裁判所が、同項の事項を定める。

第七百九十七条第二項に後段として次のように加える。

養子となる者の父母で親権を停止されているものがあるときも、同様とする。

第八百二十条中「若しくは」の下に「子の利益のために」を加える。

第八百二十二条第一項中「若しくは」の下に「第八百二十条の規定による監護及び教育」を加え、「自ら」を削り、「懲戒し、又は家庭裁判所の許可を得て、これを懲戒場に入れる」を懲戒するに改め、同条第二項を削る。

第八百三十四条を次のように改める。

(親権喪失の審判)

第八百三十四条 父又は母による虐待又は悪意の遺棄があるときその他父又は母による親権の行使が著しく困難又は不適当であることにより子の利益を著しく害するときは、家庭裁判